

令和3年度提案型協働事業選考結果について
(答申)

令和2年11月
府中市市民協働推進会議

はじめに

府中市市民協働推進会議（以下「当会議」と言います。）は、令和元年5月29日付けで、高野市長から、2年間の任期で、「市民協働の推進に係る取組の進捗状況等について評価・検証を行うこと」、「協働事業提案制度に基づく協働事業の選定を行うこと」及び「その他市民協働の推進に関し、市長が必要と認めること」の3点について検討を行い、答申するよう、諮問を受けました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、当会議の対応としては開催回数を減らすとともに、令和3年度提案型協働事業の募集を例年より2か月程度遅らせて実施しました。

協働事業提案制度に基づき、令和3年度の提案型協働事業2事業（市民提案型協働事業1事業、行政提案型協働事業1事業）について事業の選考を行うなかで、協働の意識や、目的・課題の共有、相互理解ができていることを確認することができました。

事業の更なる広がりを生むためには、事業実施者や事業担当課が積極的にコミュニケーションを取り、時代に即した、新たな手法も取り入れながら、様々な主体を巻き込むことが重要です。

ここで当会議における検討結果について、答申として提出させていただきます。

この答申が協働事業の質を更に向上させ、「協働によるまちづくり」に資することは基より、「市民協働都市」の実現に少しでも貢献できることを期待します。

府中市市民協働推進会議
会 長 藤 江 昌 嗣
副会長 武 田 千 香
委 員 秋 山 亮
同 伊 浪 里 奈
同 上 木 康太郎
同 岡 田 昭 人
同 岡 本 彰 子
同 田 中 研 二
同 谷 本 三 郎
同 丸 森 昭 夫
同 丸 山 美 佳

I 令和3年度提案型協働事業の選考結果について

1 協働事業提案制度について

協働事業提案制度は、市民のアイデアやノウハウを活かした事業の提案を募集し、市民と市が協働で事業を実施することで、地域課題の解決を目指すための制度です。

この協働事業提案制度は、市民提案型協働事業と行政提案型協働事業があり、市民提案型協働事業は、市民の自由な発想に基づき、協働事業を市に対して提案できるもので、行政提案型協働事業は、市が地域課題として掲げるテーマに基づき、協働事業を市に対して提案できるものです。

2 協働事業提案制度のながれ

令和3年度の提案型協働事業については、令和2年7月21日から8月20日までを事前相談期間、9月14日を提案書提出期間とし、最終的に、市民提案型協働事業1事業、行政提案型協働事業1事業のご提案をいただきました。

令和2年10月2日に公開プレゼンテーションを実施し、提案団体及び市担当課によるプレゼンテーションと質疑応答を行い、その後、推進会議の委員で構成する「提案型協働事業選考部会（以下「部会」といいます。）」と府中市職員で構成する「市民協働推進委員会」との意見交換を経て、部会において審査会を実施しました。

審査においては、提案内容、事業の妥当性、事業成果、協働の必要性、実現可能性を踏まえ、令和3年度は2事業を採択しました。

そして、部会案を推進会議において審議し、令和3年度提案型協働事業の選考結果としました。

3 令和3年度提案型協働事業の傾向について

今回提案いただいた事業については、いずれも提案団体と市担当課とのコミュニケーションが取れており、公益性及び協働の必要性が高い提案でした。

主な傾向としては、市民提案型協働事業は、先駆性が高く、今後長期にわたり、市内において広がり期待でき、行政提案型協働事業は、発表内容や役割をすり合わせてうえで、プレゼンテーションに臨み、担当課のニーズに的確に答えていました。

今後、協働で事業を行うに当たっては、更に相互理解を深め、それぞれの強みを活かし合いながら、協働による相乗効果や波及効果を得るとともに、事業の継続性や発展性を意識しながら事業を進めていくよう、期待します。

また、事業を進めるにあたり、市内で活動する他団体や市の他部署との連携も検討し、必要に応じて、協働していくことで、更なる相乗効果を期待します。

4 令和3年度提案型協働事業 選定結果

推進会議が行った、令和3年度提案型協働事業選定結果については、次のとおりです。

■市民提案型協働事業

	事業名	団体名	市担当課	事業概要	選定結果	採択に当たっての付帯条件または不採択の理由等
1	創造素材ステーション フチュウ・レミダ（仮）の仕組み作り	特定非営利活動法人アーティスト・コレクティブ・フチュウ	文化生涯学習課	府中の企業から生産過程などで発生する廃材を集め、素材としてアート作品をつくるワークショップの実施。 ワークショップの完成作品を Web や施設で展示する。	条件付採択	<p>【付帯条件】 市内事業者の理解を得ながら、事業者も協働の一主体として、連携していくこと。 長期のビジョンを検討しながら、具体的な計画を明確にすること。</p> <p>【採択理由】 アーティストの指導のもと、新たな視点を学び、様々な場に関わる人が増えることで、市全体が盛りあがるような、新たな試みであり、今後の発展性・将来性が期待できる。</p> <p>【主な意見】 市担当課が、計画的に長期で社会に根付かせることができるようフォローしていただきたい。 市の他部課と連携することで、事業の広がりを期待する。</p>

■行政提案型協働事業

	事業名	団体名	市担当課	事業概要	選定結果	採択に当たっての付帯条件または不採択の理由等
1	子育て講演会の実施と子育て応援パンフレットの作成	ママチャールーズ	子育て応援課	定期健診時に配布する子育て応援パンフレットの作成、大規模な託児付きの子育て講演会の実施。	条件付採択	<p>【付帯条件】 講演会では、子どもたち同士が交流することで成長につなげるよう工夫すること。また、ウィズコロナなど時代に即したオンライン開催などを検討すること。 パンフレットには、外国人やお父さん、子ども自身の成長についての視点を入れるよう工夫し、多くの人に活用してもらえるよう、インターネットなどによる情報発信方法を活用すること。</p> <p>市内の子育て世代の他団体とネットワークを構築し、連携して実施すること。また、講演会をネットワーク構築の一助とすること。</p> <p>【採択理由】 市担当課のニーズへ対応する姿勢ができており、公益性が高い事業であるとともに、協働で取り組むことによる波及効果や市民サービスの向上が期待できる事業である。</p> <p>【主な意見】 団体の活動実績は十分であり、今後子育て世代の中心としてリーダーシップを発揮することが期待される。</p>

II 参考資料

1 府中市市民協働推進会議委員名簿 (敬称略：五十音順)

No.	氏 名	性別	選出団体等	備 考
1	秋 山 亮	男	むさし府中商工会議所	
2	伊 浪 里 奈	女	府中市市民活動センター 登録団体	
3	上 木 康太郎	男	公募市民	
4	岡 田 昭 人	男	府中市市民活動センター 登録団体	
5	武 田 千 香	女	学識経験者	副会長
6	谷 本 三 郎	男	自治会連合会	
7	徳 田 ユミ子	女	多摩信用金庫	※令和元年5月 14日から
	市 川 秀 和	男		※令和元年8月 19日から
	岡 本 彰 子	女		※令和2年1月 31日から
8	藤 江 昌 嗣	男	学識経験者	会 長
9	丸 森 昭 夫	男	コミュニティ協議会	
10	丸 山 美 佳	女	公募市民	
11	吉 井 康 之	男	府中市社会福祉協議会	※令和元年5月 14日から
	田 中 研 二	男		※令和2年5月 7日から

任期：令和元年5月14日から令和3年5月13日まで

2 府中市市民協働推進会議検討経過

回数	年月日	推進会議の内容
【部会】 提案型	令和2年 10月2日	<ul style="list-style-type: none">・ 令和3年度提案型協働事業公開プレゼンテーション及び審査
第1回	10月23日	<ul style="list-style-type: none">・ 令和元年度協働事業等調査結果について・ 府中市市民協働推進行動計画の進捗状況について・ 令和3年度提案型協働事業答申（案）について

3 府中市市民提案型協働事業補助金交付要綱

平成27年2月27日
要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、協働によるまちづくりの一層の推進を図るため、府中市市民提案型協働事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中市補助金等交付規則（昭和52年11月府中市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「協働」とは、多様で多層な主体が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力することをいう。

2 この要綱において「市民提案型協働事業」とは、地域の課題や社会的な課題の解決に向けて市民と市とが連携・協力して取り組む事業であって、市長の募集に応じ、市民が提案するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

- (1) 市内に活動の拠点を有し、5人以上の構成員で組織されていること。
- (2) 定款、規則、会則その他の組織の運営に関する基本的事項を定めたものを有すること。
- (3) 適正な会計処理が行われていること又は行われる見込みがあること。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による処分を受けていないこと又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に規定する者が実施する市民提案型協働事業であって、その具体的な効果が期待できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、対象としない。

- (1) 営利を目的とするもの

- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 施設等の整備を目的とするもの
- (5) 政策立案のための調査その他の政策の提案に関するもの
- (6) 学術的な研究に関するもの
- (7) 地域住民の交流行事その他の親睦を目的とするもの
- (8) 国、地方公共団体等から補助を受けるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の対象となる事業として不適当と認めるもの

2 補助対象事業は、原則として単年度で完了するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 講師等への謝礼金
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費
- (5) 保険料
- (6) 会場等の使用料又は賃借料
- (7) 会場の舞台装置その他の設備の設置費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とする。

(交付の要望に伴う手続)

第7条 市長は、規則第3条の規定による補助金の交付の要望を受けたときは、当該要望をした者に対し、公開の場で当該要望に係る市民提案型協働事業の内容について発表する機会を与えるものとする。

2 市長は、前項に規定する要望に係る市民提案型協働事業の具体的な効果の検討に際し必要があると認めるときは、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）別表に規定する府中市市民協働推進会議に意見を聴くことができる。

(補助金の請求)

第8条 規則第7条第1項に規定する補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同条第2項に規定する通知を受けた後に、請求書を市長に提出することにより当該決定された額を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る交付決定

者に対し、補助金を交付するものとする。

(実績報告の時期)

第9条 規則第11条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了後30日以内に行わなければならない。

(精算)

第10条 規則第11条の規定による実績報告を行った交付決定者は、補助対象事業の実績に基づき算出した補助金の額が第8条第2項の規定により交付を受けた補助金の額を下回るときは、その差額を返還しなければならない。

(様式)

第11条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年10月23日要綱第78号)

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

4 提案型協働事業審査基準

審査項目		審査の視点	得点
地域課題・市民ニーズ分析		地域課題をデータ等により具体的に認識・分析し、市民や地域のニーズを的確に捉えているか。	/10
先駆性		新しい視点と創意により組み立てられた、先駆的な事業か。	/5
事業の妥当性	公共性（公益性）	不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益につながるもので、市が関わるのがふさわしい事業であるか。	/10
	具体性	事業内容や実施方法は、具体的かつ現実的に考えられているか。	/5
	目標・成果設定	事業を行う事により達成しようとする目標や成果は明確になっているか。	/5
	費用対効果	費用対効果の視点に立った検討がされているか。	/5
事業成果	事業の発展性・将来展望	事業に継続性があるとともに、制度適用期間後にわたる自主的な活動による発展性・将来性があるか。	/5
	市民力の向上	多くの市民が関わりを持つなど、市民力や地域力の向上につながるか。	/5
協働の必要性	必要性	課題解決のために協働という手法が必要か。	/10
	役割分担	団体と市の役割分担が明確かつ妥当なものであるか。	/5
	効果	課題解決のために協働で事業を実施することによって、相乗効果・波及効果、市民サービスの向上が期待できるか。	/10
実現可能性	実施能力	事業を遂行する能力（事業実施に必要な専門的な知識や技術、実績・体制など）があると認められる団体か。	/5
	相互理解	団体と市がそれぞれの特性や違いを認め合い、共通認識に立って進めていくことができる事業となっているか。	/10
	予算の適当性	実現可能で、継続性を考慮した予算の積算が行われているか。	/5
	プレゼンテーション能力	提案書や提案説明で、事業のポイントや団体の熱意を的確に伝えられているか。	/5
合 計			100

